

65歳以上の皆さんへ

平成30年度から 介護保険料が変わります

介護保険料は、介護保険事業計画とともに3年ごとに見直しされます。
高齢化が進み、介護サービスの利用者や利用料が増大している現状などを考慮して、平成30年度から3年間の保険料が次のとおり決定しました。



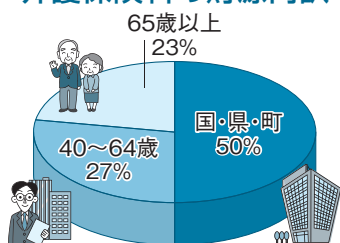
ここが
ポイント!

国が定める介護保険の財源全体に占める保険料の負担割合が変わりました

平成30年3月まで **22%** → 平成30年4月から **23%**

新しくなった介護保険料のお知らせです

介護保険料の財源内訳



65歳以上の方の介護保険料は、城里町で3年間に必要な介護サービスの総費用から算出した基準額をもとに、所得に応じて9段階に分かれます。

【基準額の算出方法】

城里町で必要な
介護サービスの
総費用



65歳以上の
方の負担分
23%



城里町に住む
65歳以上の方
の人数



城里町の介護保険料基準額
62,400円(年額)

段 階 (保険料率)	対 象 者	年 額
第 1 段 階 (基準額×0.45)	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者(※1)で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	28,080円 (※2)
第 2 段 階 (基準額×0.75)	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	46,800円
第 3 段 階 (基準額×0.75)	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	46,800円
第 4 段 階 (基準額×0.9)	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	56,160円
第 5 段 階 (基準額×1.0)	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	62,400円
第 6 段 階 (基準額×1.2)	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	74,880円
第 7 段 階 (基準額×1.3)	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	81,120円
第 8 段 階 (基準額×1.5)	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円未満の方	93,600円
第 9 段 階 (基準額×1.7)	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	106,080円

※1 老齢福祉年金は、明治44年4月1日以前に生まれた方、または大正5年4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 第1段階の保険料については、消費税を財源とした公費により軽減措置を行っています。

問合せ 長寿応援課 ☎029-288-3111(内線608)